お客さまとの取引時の確認についてのご協力のお願い

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」および「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、預金口座を悪用した各種詐欺等の金融犯罪を未然に防止するため、口座開設等に際して、氏名・住所および生年月日・取引の目的・職業や事業内容等について確認(取引時確認)をさせていただきますので、何卒ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

1. 取引時確認が必要な主なお取引

- ① 口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
- ② 10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金受取り
- ③ 200万円を超える現金、持参人払式小切手の受払いを行う大口現金取引
- ④ 融資取引等

上記の取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

2. ご確認させていただく事項

個人のお客さま

確認事項	主な確認書類(本人確認書類はいずれも原本)
氏名・住所・生年月日	●運転免許証●個人番号カード、在留カード、パスポート (*) 等、顔
来日外国人の方は、在留資格・期間	写真付き本人確認書類
	●住民票●健康保険証等、顔写真のない本人確認書類は2種類
職業・取引の目的	お客さまのご申告により確認させていただきます。
ご家族の方が来店される場合	●運転免許証●個人番号カード、パスポート(*)等、顔写真付き本人
(来店された方の氏名・住所・生年	確認書類
月日等)	●住民票●健康保険証等、顔写真のない本人確認書類は2種類
	※別途、確認書類によりご本人とのご関係を確認させていただきま
	す。

法人のお客さま

確認事項	主な確認書類(本人確認書類はいずれも原本)
名称、本店または主たる事務所の所	●登記事項証明書●印鑑登録証明書等(いずれも発行後6カ月以内)
在地	
代表者の方(ご来店をお願いしま	●運転免許証●個人番号カード、パスポート(*)等、顔写真付き本人
す)の氏名・住所・生年月日等	確認書類
	●住民票●健康保険証等、顔写真のない本人確認書類は2種類
事業内容	●登記事項証明書●定款の写し等
取引の目的	お客さまの申告により確認させていただきます。
実質的支配者の氏名・住所・生年月	●株主リスト●株主名簿●決算書●確定申告書(別表二)等
日等(本人特定事項)の確認	

(*) 日本国発行の 2020 年 2 月 4 日以降に交付されたパスポートは、現住居の記載がある本人確認書類も合わせて必要です。

3. ご注意事項

- ・過去に確認がお済になったお客さまにつきましても、改めてご確認させていただく場合があります。
- ・特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認がお済みになったお客さまにつきましても、上記事項の再確認をお願いすることがあります(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります。)
- ・お客さまに資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- ・法令で定められた書類の確認、その他お取引のある信用金庫所定の方法による書類をお願いすることがあります。
- ・ご確認させていただいた上記事項に変更が生じた場合には、お取引店までお申し出ください。
- ・上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- ・上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- ・ご住所、所在地より遠方の支店での口座開設をご希望の場合、開設理由などをお伺いさせていただき、場合によっては口座の開設をお断りさせていただくことがございます。

※新規に法人口座を開設されるお客さまへ

当金庫において口座開設にかかる確認業務をさせていただき、後日、結果をご報告申し上げます。 したがいまして、お申込みから口座開設まで数日を要することがございますのでご了承ください。 また、お申込みにお応えできず、口座開設をお断りする場合もございますので、あらかじめご了承ください。